

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
安芸高田市	下甲立	道木(25区)、今井谷(26区)、下庄(26区)	令和4年11月11日	

1. 対象地区の現状

① 対象地区における耕地面積(ha)	51.30ha
② ①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha)	31.50ha
③ ②のうち、75歳以上の農業者等の耕作面積(ha)	0.39ha
④ ③のうち、後継者が未定(不明)の農業者等の耕作面積(ha)	0.39ha
⑤ 今後中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(ha)	2.09ha
(備考)	
i 農地中間管理機構の活用面積	31.08 ha
ii 多面的機能支払交付金協定面積	17.51 ha

注1:③の年齢には、地域の実情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。
 注2:⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。
 注3:「農地中間管理機構の活用」等の有無について、備考欄に記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の見込み		営農範囲(集落)
		経営作物	経営面積(ha)	経営作物	経営面積(ha)	
「認農」 「法」	A	水稲、アスパラガス、人参	21.92ha	水稲、アスパラガス、人参	23.00ha	道木(25区)、今井谷(26区)、下庄(26区)
「認農」 「法」	B	水稲、キャベツ、白菜、ブロッコリー、麦	9.19ha	水稲、キャベツ、白菜、ブロッコリー、麦	10.20ha	道木(25区)、今井谷(26区)、下庄(26区)

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載し
 注2:「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。
 注3:「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

2. 対象地区の課題

下甲立地区は、現状で約60%を中心経営体が集約しほぼ基盤整備地は集約がなされている。今後は中心経営体である法人の経営安定のため、更なるコスト削減や収益向上の取組みが必要である。

注:「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①道木(25区)集落

中心経営体がほぼ全域を農地集積している。一部個人経営がいるが、耕作できない場合は中心経営体に集積予定である。

②今井谷(26区)集落

中心経営体がほぼ全域を農地集積している。一部個人経営がいるが、耕作できない場合は中心経営体に集積予定である。

③下庄(26区)集落

中心経営体がほぼ全域を農地集積している。一部個人経営がいるが、耕作できない場合は中心経営体に集積予定である。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

①農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への農地の集約化を図るため、農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

②高収益・特産化作物の導入方針

③その他の取組方針

日本型直接支払交付金制度を活用し、集落で草刈り作業を行う等、担い手を支援する体制を構築する。